

法改正 情報

2026年度版 みんなが欲しかった！社労士の教科書

11863

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
安衛	Part1 147 (27)	2 職務 3～6行目	また、事業者は、元方安全管理者に対し、その労働者及び関係請負人の労働者の作業が同一場所において行われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければなりませんとされています。	また、 <u>元方安全衛生管理者を選任した事業者は、当該元方安全衛生管理者に対し、その労働者である作業従事者（当該労働者である作業従事者のほか、労働者以外の当該事業者に係る作業従事者があ</u> <u>る場合には、当該者を含む。）及び関係請負人に係る作業従事者の作業が同一の場所において行</u> <u>われることによって生ずる労働災害を防止するため必要な措置をなし得る権限を与えなければ</u> <u>ならないとされています。</u>
	Part1 157 (37)	下から 1行目	作業に従事する <u>者</u>	作業に従事する <u>作業従事者</u>
	Part1 158 (38)	上から 1、3、4、 13行目	作業に従事する <u>者</u>	作業に従事する <u>作業従事者</u>
		上から 2行目	作業に従事する <u>他の者</u>	作業に従事する <u>他の作業従事者</u>
	Part1 168 (48)	4 通知対象 物の ① の表 の ⑫	通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号	通知を行う者の氏名（法人にあつては、その名称）、住所及び電話番号（ <u>代替化学名等の通知を行う場合は、当該者の緊急連絡先</u> ）

科目	P	行等	改正前	改正後
労災	Part1 250 (46)	2 支給額 下から 1 行目	<u>85,490円</u>	<u>90,790円</u>
			<u>42,700円</u>	<u>45,400円</u>
	Part1 251 (47)	表	<u>85,490円</u>	<u>90,790円</u>
			<u>42,700円</u>	<u>45,400円</u>
		参考※4	<u>85,490円</u> (2箇所)	<u>90,790円</u>
	Part1 259 (55)	2 支給額 1 行目	<u>315,000円</u>	<u>330,000円</u>
	Part1 260 (56)	上の表の 原則	<u>315,000円</u>	<u>330,000円</u>
Part1 262 (58)	【〇×チェ ック】7 1 行目	<u>31万5千円</u>	<u>33万円</u>	

科目	P	行等	改正前	改正後																				
雇用	Part1 408 (112)			2の最後に、 別紙1 を追加してください。																				
	正誤表			<p>次の正誤表を削除してください。</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="5">【社労士の教科書】</th> </tr> <tr> <th>科目</th> <th>P</th> <th>行等</th> <th>訂正箇所（訂正前）</th> <th>訂正内容（訂正後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>雇用</td> <td>Part1 384 (88)</td> <td>1番上の表の② 下から2行目</td> <td>出生後休業支援給付金 ・教育訓練休暇給付金 の支給対象となる</td> <td>出生後休業支援給付 金の支給対象となる</td> </tr> </tbody> </table> <p>補足：行政手引56728の改訂により、「暦月の初日から末日まで引き続いて教育訓練休暇取得の認定を受けている暦月は、高年齢雇用継続給付の支給対象月とはならないため、当該各暦月については、高年齢雇用継続給付は支給しない。」とされたため、上記の正誤表による訂正を削除しました（テキストの記載どおりの取扱いとなります。）。</p>	【社労士の教科書】					科目	P	行等	訂正箇所（訂正前）	訂正内容（訂正後）	雇用	Part1 384 (88)	1番上の表の② 下から2行目	出生後休業支援給付金 ・教育訓練休暇給付金 の支給対象となる	出生後休業支援給付 金の支給対象となる					
【社労士の教科書】																								
科目	P	行等	訂正箇所（訂正前）	訂正内容（訂正後）																				
雇用	Part1 384 (88)	1番上の表の② 下から2行目	出生後休業支援給付金 ・教育訓練休暇給付金 の支給対象となる	出生後休業支援給付 金の支給対象となる																				
徴収	Part1 436 (24)			<p>5の上に、次の文章等を追加してください。</p> <p>また、令和8年度の雇用保険率は、法本則の率（一番上の表の率）の表下の注2）に記載した調整により、次の表のとおりとなります。</p> <p>【令和8年度・雇用保険率】</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>事業の種類</th> <th>①失業等給 付費等充 当徴収保 険率</th> <th>②育児休 業給付費 充当徴収 保険率</th> <th>③二事業 費充当徴 収保険率</th> <th>雇用保 険率 (①+②+③)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>1000分の6</td> <td>1000分の4</td> <td>1000分の3.5</td> <td>1000分の13.5</td> </tr> <tr> <td>農林水産業 清酒製造業</td> <td>1000分の8</td> <td>1000分の4</td> <td>1000分の3.5</td> <td>1000分の15.5</td> </tr> <tr> <td>建設業</td> <td>1000分の8</td> <td>1000分の4</td> <td>1000分の4.5</td> <td>1000分の16.5</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	①失業等給 付費等充 当徴収保 険率	②育児休 業給付費 充当徴収 保険率	③二事業 費充当徴 収保険率	雇用保 険率 (①+②+③)	一般の事業	1000分の6	1000分の4	1000分の3.5	1000分の 13.5	農林水産業 清酒製造業	1000分の8	1000分の4	1000分の3.5	1000分の 15.5	建設業	1000分の8	1000分の4	1000分の4.5	1000分の 16.5
				事業の種類	①失業等給 付費等充 当徴収保 険率	②育児休 業給付費 充当徴収 保険率	③二事業 費充当徴 収保険率	雇用保 険率 (①+②+③)																
一般の事業	1000分の6	1000分の4	1000分の3.5	1000分の 13.5																				
農林水産業 清酒製造業	1000分の8	1000分の4	1000分の3.5	1000分の 15.5																				
建設業	1000分の8	1000分の4	1000分の4.5	1000分の 16.5																				
	Part1 469 (57)			ページの最後に、 別紙2 を追加してください。																				

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	Part2 57 (57)	発展※2	令和6年9月30日における協会管掌健康保険の被保険者の標準報酬月額平均額は <u>312,550円</u> であったことから、協会管掌健康保険における任意継続被保険者の標準報酬月額上限額は、 32万円 となっている	令和7年9月30日における協会管掌健康保険の被保険者の標準報酬月額平均額は <u>318,100円</u> であったことから、協会管掌健康保険における任意継続被保険者の標準報酬月額上限額は、 32万円 となっている
	Part2 104 (104)	参考※1	最も高いのが佐賀県で 1000分の107.8 、最も低いのが沖縄県で 1000分の94.4 となっている	最も高いのが佐賀県で 1000分の105.5 、最も低いのが新潟県で 1000分の92.1 となっている
	Part2 107 (107)	①本文 9～10行目	現在1000分の <u>33.8</u> です	現在1000分の <u>32.4</u> です
		発展※3	現在 1000分の15.9 となっている	現在 1000分の16.2 となっている
	Part2 108 (108)	上から 3行目	政令で定める率の範囲において、保険者が定めることになっていません。	政令で定める率（ <u>1000分の2.5</u> ）の範囲において、保険者が定めることになっていません。なお、令和8年度の協会管掌健康保険の子ども・子育て支援金率は、 1000分の2.3 とされています。
	Part2 121 (121)	④①の表	別紙3に差し替えてください。	
	Part2 122 (122)	④②の表	別紙4に差し替えてください。	
国年	Part2 248 (102)	上から 2～4行目	（令和7年度は昭和31年4月1日以前に生まれた者は <u>1.062</u> 、昭和31年4月2日以後に生まれた者は <u>1.065</u> ）	（令和8年度は昭和31年4月1日以前に生まれた者は <u>1.082</u> 、昭和31年4月2日以後に生まれた者は <u>1.085</u> ）

科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	Part2 320 (48)	1 本文 5行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		1 図中	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		2 本文 1行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		2 図中	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		3 本文 2行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		参考※3 表題	「 <u>62万円</u> 」	「 <u>65万円</u> 」
		参考※3 本文	「 <u>62万円</u> 」	「 <u>65万円</u> 」
	Part2 321 (49)	図中	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
	Part2 334 (62)	1 本文 下から 2行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		1 図中	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		2 本文 1行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		2 図中	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
	Part2 335 (63)	1行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
		図中	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
	Part2 340 (68)	【○×チェック】 7 2行目	<u>62万円</u>	<u>65万円</u>
	Part2 368 (96)	1 の1つ目の表下の 1行目	<u>2年</u> を経過した	<u>5年</u> [※] を経過した 注：令和8年4月1日前に離婚等をした場合は、2年
		発展※1 2行目	<u>2年</u> を経過した	<u>5年</u> を経過した
	Part2 369 (97)	発展※2 4行目	<u>2年</u> を経過	<u>5年</u> を経過

科目	P	行等	改正前	改正後
厚年	Part2 372 (100)	上の表の②	<u>2</u> 年を経過した	<u>5</u> 年を経過した
	Part2 374 (102)	【○×チェック】 2の解答	「 <u>2</u> 年」を経過したときである。	「 <u>5</u> 年」を経過したときである。
労一	Part3 54 (54)	1～2行目	(プラチナえるぼし)を付することができます。	(プラチナえるぼし)を付することができます。 <u>なお、女性の健康上の特性への配慮に関する認定を受けている場合には、「プラス」が付与されます(えるぼしプラス・プラチナえるぼしプラス)。</u>
	Part3 115～ 116 (115～ 116)	②労働力調査(令和6年)	別紙5 の労働力調査(令和7年)を追加してください。	
	Part3 118 (118)	②毎月勤労統計調査(令和6年)	別紙6 の毎月勤労統計調査(令和7年)を追加してください。	
	Part3 119 (119)	②賃金構造基本統計調査(令和6年)	別紙7 の賃金構造基本統計調査(令和7年)を追加してください。	

科目	P	行等	改正前	改正後
社一	Part3 154 (32)	下から 2行目	包括的支援事業※ ¹ を	包括的支援事業※ ¹ や被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有し、及び活用することを促進する事業を
	Part3 203 (81)	参考※3	令和7年度は、それぞれ「 <u>5,450円</u> 」「 <u>6,813円</u> 」とされている	令和8年度は、それぞれ「 <u>5,620円</u> 」「 <u>7,025円</u> 」とされている
	Part3 204 (82)	発展※1	令和4年度の国民医療費は <u>46兆6,967億円</u> 、人口一人当たりでは <u>373,700円</u> となっている。 H28-9C 制度区分別にみると後期高齢者医療給付分が全体の <u>35.2%</u> を占めており、年齢階級別にみると65歳以上が全体の <u>60.2%</u> を占めている。	令和5年度の国民医療費は <u>48兆915億円</u> 、人口一人当たりでは <u>386,700円</u> となっている。 H28-9C 制度区分別にみると後期高齢者医療給付分が全体の <u>35.8%</u> を占めており、年齢階級別にみると65歳以上が全体の <u>60.1%</u> を占めている。

別紙 1

【令和 8 年度・雇用保険率】

事業の種類	雇用保険率	失業等給付分	育児休業給付分	二事業分
一般の事業	1000分の13.5	1000分の6	1000分の4	1000分の3.5
農林水産・清酒製造業	1000分の15.5	1000分の8	1000分の4	1000分の3.5
建設業	1000分の16.5	1000分の8	1000分の4	1000分の4.5

注) 就職支援法事業については、「失業等給付分」に含まれる。

別紙 2

【令和 8 年度】

事業の種類	雇用保険率	事業主負担分	被保険者負担分
一般の事業	1000分の13.5	1000分の8.5	1000分の5
	(失業等給付費等 1000分の6)	(1000分の3)	(1000分の3)
	(育児休業給付費 1000分の4)	(1000分の2)	(1000分の2)
	(二事業費 1000分の3.5)	(1000分の3.5)	—
農林水産・ 清酒製造業	1000分の15.5	1000分の9.5	1000分の6
	(失業等給付費等 1000分の8)	(1000分の4)	(1000分の4)
	(育児休業給付費 1000分の4)	(1000分の2)	(1000分の2)
	(二事業費 1000分の3.5)	(1000分の3.5)	—
建設等の事業	1000分の16.5	1000分の10.5	1000分の6
	(失業等給付費等 1000分の8)	(1000分の4)	(1000分の4)
	(育児休業給付費 1000分の4)	(1000分の2)	(1000分の2)
	(二事業費 1000分の4.5)	(1000分の4.5)	—

別紙3

等級	標準賃金日額	保険料額	被保険者負担額	事業主負担額
第1級	3,000円	450円	175円	275円
第2級	4,400円	670円	255円	415円
第3級	5,750円	870円	335円	535円
第4級	7,250円	1,110円	425円	685円
第5級	8,750円	1,330円	510円	820円
第6級	10,750円	1,650円	630円	1,020円
第7級	13,250円	2,030円	775円	1,255円
第8級	15,750円	2,410円	920円	1,490円
第9級	18,250円	2,800円	1,070円	1,730円
第10級	21,250円	3,260円	1,245円	2,015円
第11級	24,750円	3,800円	1,450円	2,350円

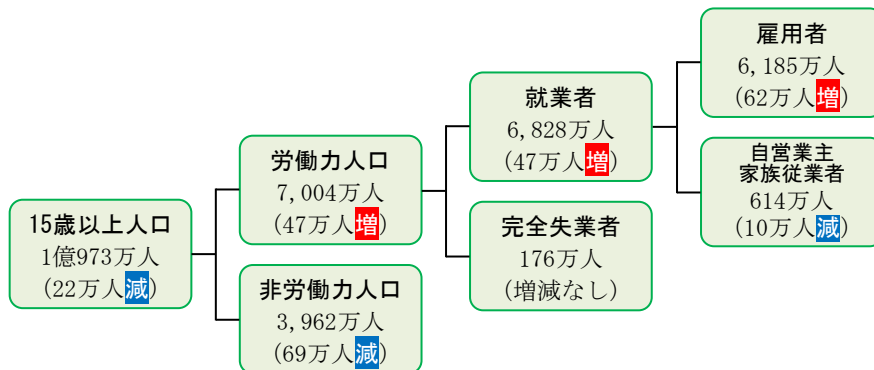
別紙4

等級	標準賃金日額	保険料額	被保険者負担額	事業主負担額
第1級	3,000円	390円	150円	240円
第2級	4,400円	570円	220円	350円
第3級	5,750円	760円	290円	470円
第4級	7,250円	950円	365円	585円
第5級	8,750円	1,150円	440円	710円
第6級	10,750円	1,410円	540円	870円
第7級	13,250円	1,750円	670円	1,080円
第8級	15,750円	2,080円	795円	1,285円
第9級	18,250円	2,410円	920円	1,490円
第10級	21,250円	3,810円	1,075円	1,735円
第11級	24,750円	3,270円	1,250円	2,020円

別紙5

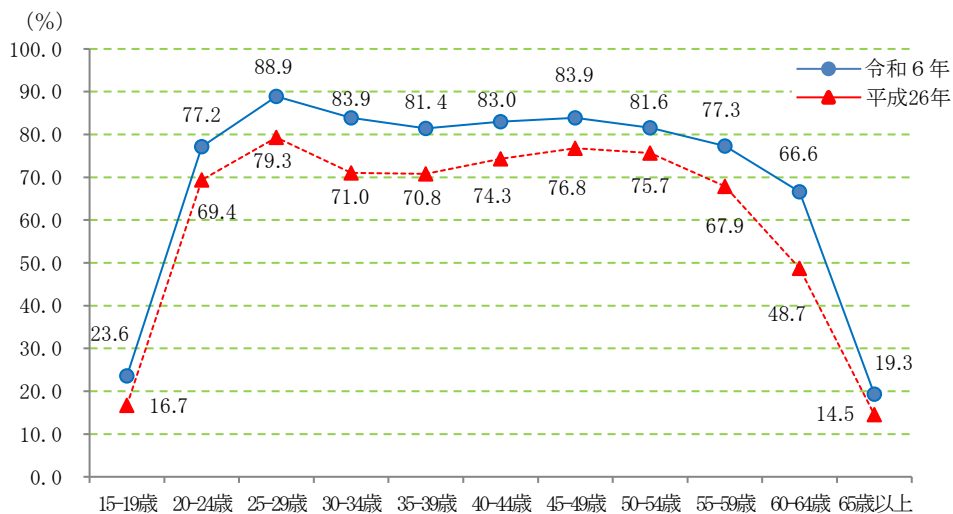
② 労働力調査（令和7年）

令和7年の労働力調査によると、令和7年平均の労働力人口は次のとおりとなっています。なお、カッコ内は令和6年と比較した増減数です。



労働力人口比率（労働力率）は、令和7年平均で**63.8%**となっています。また、**就業率**は令和7年平均で**62.2%**、**完全失業率**は令和7年平均で**2.5%**となっています。

【女性の年齢階級別労働力率（出典：令和6年版「働く女性の実情」）】



別紙6

② 毎月勤労統計調査（令和7年）

① 労働時間

令和7年の毎月勤労統計調査によると、令和7年の1人平均月間総実労働時間は、規模5人以上で135.1時間であり、そのうち、所定内労働時間は125.3時間、所定外労働時間は9.8時間となりました。1年に換算すると、総実労働時間は1,621時間でした。

② 賃金

令和7年の毎月勤労統計調査によると、令和7年の1人平均月間現金給与総額は、規模5人以上で355,941円となりました。

このうち、きまって支給する給与は287,427円であり、所定内給与は267,532円、所定外給与は19,895円でした。また、特別に支払われた給与は68,514円でした。

別紙7

② 賃金構造基本統計調査（令和7年）

令和7年の賃金構造基本統計調査によると、一般労働者の賃金（月額、以下同じとします。）は、340,600円（男性373,400円、女性285,900円）となりました。男女間賃金格差（男＝100）は、76.6です。

また、男女別に賃金カーブをみると、男性では、55～59歳で445,600円と賃金がピークとなり、その後下降しています。女性では、45～49歳及び55～59歳の305,700円が最も高くなっており、男性に比べ賃金の上昇が緩やかとなっています。

以上

法改正 情報

2026年度版 みんなが欲しかった！社労士の教科書

11863

日頃は、弊社書籍をご利用いただき、誠にありがとうございます。

法改正に伴い、本書において下記のとおり変更が出ております。誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご利用いただきますようお願い申し上げます。

TAC出版

科目	P	行等	改正前	改正後
安衛	Part1 156 (36)	⑦建築物貸与者の責務 本文1行目	事務所又は工場の用に供される建築物	事務所、工場その他の事業の用に供される建築物
健保	Part2 13 (13)	②準備金	<p>協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額〔前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額及び国庫補助の額を除きます。〕の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければなりません。</p>	<p>協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額〔前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を含み、出産育児交付金の額及び国庫補助の額を除きます。〕の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければなりません。</p>

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	Part2 16 (16)	②準備金	<p>健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合である保険者が開設する病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除きます。）の1事業年度当たりの平均額の12分の3（当分の間12分の2）に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければなりません。</p>	<p>健康保険組合は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った保険給付に要した費用の額（被保険者又はその被扶養者が健康保険組合である保険者が開設する病院等から受けた療養に係る保険給付に要した費用の額及び出産育児交付金の額を除きます。）の1事業年度当たりの平均額の12分の3（当分の間12分の2）に相当する額と当該事業年度及びその直前の2事業年度内において行った前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金、介護納付金並びに流行初期医療確保拋出金等の納付に要した費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）の1事業年度当たりの平均額の12分の1に相当する額並びに当該事業年度において行った子ども・子育て支援納付金の納付に要した費用の額の12分の1に相当する額を超えない範囲内において当該年度における保険者の子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を勘案して厚生労働大臣が内閣総理大臣と協議して定める額とを合算した額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければなりません。</p>
	Part2 35 (35)	2の表① の3行目	年間収入 ^{※7}	年間収入 ^{※7} <u>※7-2</u>

科目	P	行等	改正前	改正後
健保	Part2 35 (35)	2の表①の 3行目	欄外の語句※7の下に次の発展を追加	
			発展 ※7-2 労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合の被扶養者の認定における年間収入の取扱い 年間収入については、認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定しているところであるが、労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が基準額（130万円・150万円・180万円）未満で被扶養者の認定要件に該当し、かつ、他の収入が見込まれないときは、労働契約の内容（賃金から見込まれる年間収入）によって被扶養者の認定を行う。また、労働契約の内容によって認定を行う場合、労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では見込み難い時間外労働に対する賃金等は、被扶養者の認定における年間収入には含まないこととなる（労働契約に明確な規定がなく労働契約段階では時間外労働の見込みがなかったのであれば、扶養認定時点で時間外労働が発生していたとしても、当年度においては一時的な収入変動として取り扱い、労働契約の内容により認定を行う。）。なお、給与収入以外に他の収入（年金収入や事業収入等）がある場合における当該給与収入を含む年間収入の取扱いについては、従前のおり、原則として認定対象者の過去の収入、現時点の収入又は将来の収入の見込みなどから、今後1年間の収入の見込みにより判定する取扱いとなる。	
	Part2 41 (41)		試験対策 の上に次の文章を追加 なお、厚生労働大臣は、診療所の開設者又は管理者が医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった場合、同法の規定による都道府県知事の勧告を受けた場合又は当該勧告を受け、これに従わなかった場合には、保険医療機関の指定を行うに当たり、 3年以内の期限 を付することができます。この場合には、上記の6年の効力期間・指定申請手続の簡素化の規定は適用されません。	
	Part2 42 (42)	2つ目の 試験対策 の② 2行目	当該開設者である	当該開設者（ <u>医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった者を除く。</u> ）である
Part2 44 (44)	【穴埋め チェック】 1～2行 目	当該開設者である	当該開設者（ <u>医療法の規定による都道府県知事の要請を受け、これに応じなかった者を除く。</u> ）である	